

# 全 員 協 議 会

令和6年5月24日(金)  
10時00分～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、  
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、  
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、山根総務部長、草刈教育部長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下書記

---

## 【開会前：全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 令和6年度浜田市総合防災訓練について (総務部)
- (2) 浜田市内県立高校3校共同寄宿舍(男子)の運営状況について (教育委員会)
- (3) 石見神楽の保存・伝承に向けた検討について (教育委員会)
- (4) その他

2 議会運営における留意事項について(一般質問の時間・議案質疑の回数変更等)

3 市議会ホームページ等における議会情報の公開について

4 災害時における議員安否確認等の情報共有訓練の実施について(浜田市議会防災訓練)

5 はまだ議会だよりの「委員会活動レポート」について

6 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 議会運営委員会主催 議員研修会について  
(日時：令和6年6月11日(火)13時30分～15時30分 場所：全員協議会室)
- (3) その他

## 令和 6 年度浜田市総合防災訓練について

下記のとおり訓練を計画していますので、報告します。  
なお、大雨等の実災害のおそれがある場合は、中止します。

### 記

#### 1 目的

- (1) 市民は、水害・土砂災害が発生する危険が迫ったときに浜田市が発令する「高齢者等避難」等の避難情報を受け、避難行動を開始すること。また、避難所までの安全な経路や非常持ち出し品を確認すること。
- (2) 市は、災害対策（警戒）本部を設置し、時間経過とともに付与される被害情報の収集、判断、対応を繰り返すことで、災害対応力の向上を図ること。

#### 2 日時

令和 6 年 6 月 2 日（日）

市民の避難訓練は、8 時 45 分「高齢者等避難」発令から 10 時 30 分まで  
市の災害対策（警戒）本部運営訓練は午前 8 時から 12 時まで

#### 3 場所

浜田市全域

#### 4 訓練概要

市内各地域において、自主防災組織及び町内会等が主体となる避難訓練を実施する。また、市職員が避難所の開設を行い、避難者の受入れを行う。

あわせて、浜田市役所本庁舎、各支所庁舎において災害対策（警戒）本部運営訓練を実施する。

さらに、避難訓練実施後や避難訓練への参加が難しい自主防災組織や町内会等を対象に、防災出前講座を開催する。講座では、食料備蓄等についての話のほか、応急手当、AED や消火器の使い方の実技等を行う。

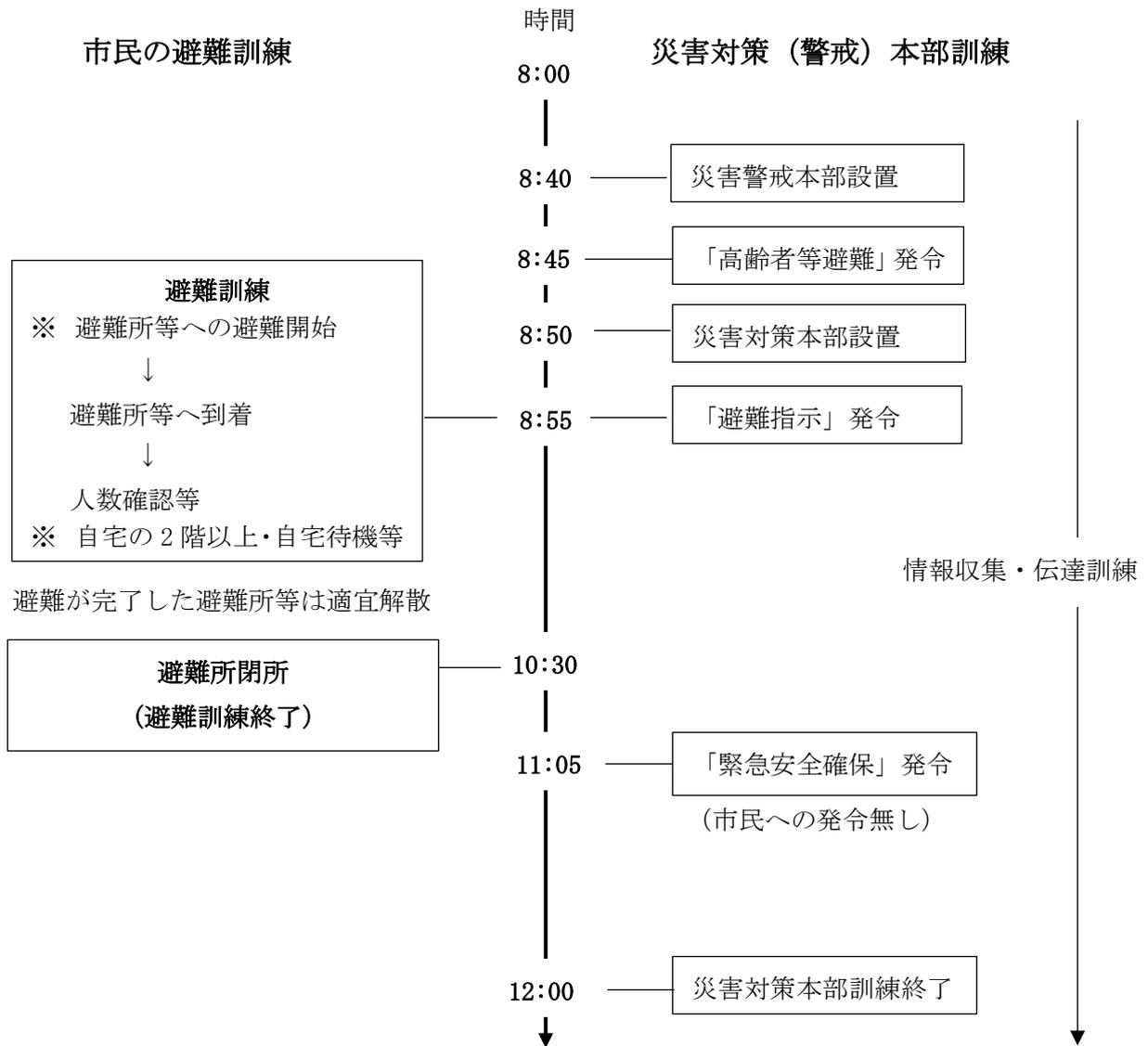
#### 5 その他

津波避難訓練は、浜田・三隅地域で令和 6 年 11 月頃に実施予定。

(裏面あり)

# 令和6年度 浜田市総合防災訓練の流れ

令和6年6月2日（日）



## 浜田市内県立高校3校共同寄宿舍（男子）の運営状況について

令和6年4月から、共同寄宿舍の運営を開始したので報告します。

### 1 施設概要

- (1) 所在地 浜田市高佐町529（旧山陰合同銀行高佐寮）
- (2) 施設 鉄筋3階建
- (3) 受入規模 2人部屋：16室(32人)、舎監室：1室、食堂・談話スペース：1室
- (4) 設備等

居室	冷暖房(エアコン)、机椅子、電気スタンド、衣類収納BOX、ベット、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、Wi-Fi。
舎監室	3人シフト体制
厨房・食堂	食堂有り。調理は浜田高校県立寄宿舍の厨房を使用する。
浴室・トイレ	各居室に有り。
静養室	食堂室の内、1室を使用する。
共有スペース	食堂・談話室を使用。
防犯設備	防犯カメラ3台。1階各階段入口3箇所に設置。

### 2 令和6年度 共同寄宿舍の入寮状況（令和6年度定員：22人）

浜田高校 22人、浜田商業高校 0人、浜田水産高校 0人、合計 22人

	人数	市内	県内	県外
1年生	11人	0人	0人	11人
2年生	10人	0人	3人	7人
3年生	1人	0人	0人	1人
合計	22人	0人	3人	19人

### 3 令和6年度 市内県立高校の入寮状況

#### (1) 浜田高校（男子）

	全体（男子）				県立寄宿舍（定員52人）				市共同寄宿舍（定員22人）			
	合計	市内	県内	県外	合計	市内	県内	県外	合計	市内	県内	県外
1年生	15人	0人	1人	14人	4人	0人	1人	3人	11人	0人	0人	11人
2年生	26人	2人	8人	16人	16人	2人	5人	9人	10人	0人	3人	7人
3年生	7人	0人	1人	6人	6人	0人	1人	5人	1人	0人	0人	1人
合計	48人	2人	10人	36人	26人	2人	7人	17人	22人	0人	3人	19人

#### (2) 浜田高校（女子）

	県立寄宿舍（定員36人）			
	合計	市内	県内	県外
1年生	1人	0人	1人	0人
2年生	4人	2人	2人	0人
3年生	5人	2人	3人	0人
合計	10人	4人	6人	0人

#### (3) 浜田水産高校 ※男子のみ

	県立寄宿舍（定員42人）			
	合計	市内	県内	県外
1年生	13人	0人	2人	11人
2年生	7人	0人	2人	5人
3年生	14人	0人	6人	8人
合計	34人	0人	10人	24人

## 石見神楽の保存・伝承に向けた検討について

石見神楽、神楽団体、神楽関連産業等の保存・伝承に向けて、石見神楽伝承内容検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を立ち上げ、行政と民間がそれぞれどのような取組を進めるべきかや、行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討し、これらを取りまとめ、市に対して提言書として提出していただく予定です。

市は、専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等を検討し、公表する予定です。

### 1 専門委員会メンバー

No.	選出区分	団体・役職等	氏名
1	学識経験者	公立大学法人島根県立大学 准教授	豊田 知世
2	学識経験者	松江市文化財課歴史史料専門調査員 浜田市文化財審議会委員	浅沼 政誌
3	学識経験者	石見银山資料館 館長 浜田市文化財審議会委員	仲野 義文
4	神楽団体	浜田石見神楽社中連絡協議会	小川 徹
5	神楽団体	金城町石見神楽社中連絡協議会 会長	山本 泰介
6	神楽団体	旭町石見神楽保存会 会長	大賀 俊輔
7	神楽団体	弥栄町石見神楽社中連絡協議会	梅津 里美
8	神楽団体	三隅町石見神楽社中協議会 会長	丸山 洋司
9	子ども神楽関係団体	どんちっちサポート IWAMI 副会長	川神 丈尚
10	神楽産業	植田蛇胴製作所 代表	植田 倫吉
11	神楽産業	柿田勝郎面工房 代表	柿田 兼志
12	神楽産業	細川衣裳店	小林 龍希
13	情報発信関係	石見ケーブルビジョン株式会社 代表取締役社長	福浜 秀利
14	教育関係	浜田市校長会（弥栄小学校 校長）	真島 陽一

## 2 専門委員会のスケジュール及び検討内容（案）

回	開催日時・場所	内容（案）
第1回	5月24日(金) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	・会長・副会長の選任 ・石見神楽の保存・伝承に向けて必要な取組に関する意見交換
第2回	6月27日(木) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	・第1回の意見交換の内容を踏まえ、石見神楽の保存・伝承に向けて、行政と民間がそれぞれ行うべき取組や行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討を行い、取りまとめる。
第3回	7月30日(火) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	
第4回	8月27日(火) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	
第5回	9月26日(木) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	・第1回~第4回で取りまとめた内容について提言書に盛り込む内容の検討を行う。
第6回	10月30日(水) 18:30~20:30(予定) 中央図書館	・提言書の最終調整 ・市長・教育長に対して提言書提出

※ 第1回専門委員会は、コンサル委託前に実施。

## 3 コンサル委託業務（公募型プロポーザル）

- (1) 業務名 石見神楽伝承方法提案業務
- (2) 業務内容 専門委員会からの提言を具現化するための仕組みや方法等の提案（検討課題の整理・取りまとめ、専門委員会の開催支援等含む）
- (3) 委託期間 令和6年6月~12月

## 4 予算内訳（石見神楽伝承内容検討事業 6,516千円）

- ・コンサル委託料 5,813千円
- ・専門検討委員会開催経費他 703千円

# 議会運営における留意事項について

## 1. 一般質問の時間変更等について

【変更後】	【変更前】
令和6年6月定例会議以降	令和6年3月定例会議まで (※コロナ対応として)
・一人1回につき <u>30分</u> (答弁時間を含め原則 <u>60分</u> )	・一人1回につき 20分 (答弁時間を含め原則 40分)

### ●浜田市議会基本条例

(議員と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、**緊張関係**が保たれていなければならない。

- (1) 一般質問は、**市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式**で行うものとする。
- (2) 議長の要請により本会議等に出席した**市長等は、議員からの質問等**又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに**反問し、又は反論**することができる。

#### 【注意点】

◆**通告書の①、②の小項目は、要旨を具体的に記載すること**

※**数値だけを聞くのではなく、趣旨がわかるよう記載**

◆**議員の考えや趣旨、市政上の論点・争点等が明確となるように記載すること**

※ **要旨を具体的に記載することで、執行部は十分な準備ができ、議員にとって、満足な答弁が得られ、充実した能率的な議会運営ができる**

発言No. \_\_\_\_\_

受付No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日  
時 分 受付

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 \_\_\_\_\_ 番 氏名 \_\_\_\_\_

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

### 発言項目及び要旨

1 .....について

(1) ↓ .....について

① .....はどのようにになっているのか現状を伺う。

② .....は将来的に.....するおつもりはないのか考えを伺う。

以下繰り返し

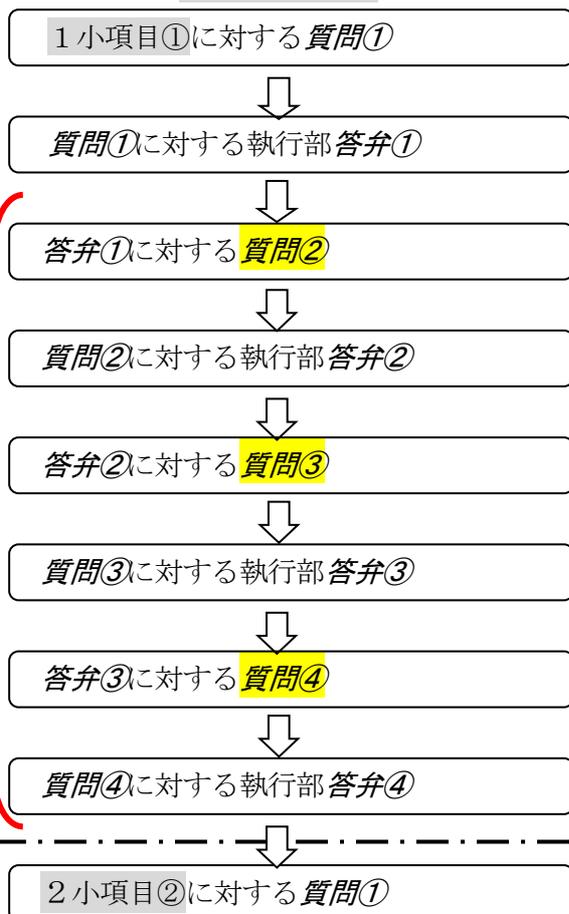
※以下は「個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について」から抜粋  
(2. 4、5は省略)

### 1. 一問一答の基本構成

質問者(議員)は、**通告書にしたがって**市政に関する質問や提案を行う。

\* 通告小項目ごとの一問一答方式とする。

(通告をした大・中・小項目のうち)



※以下繰り返し

「通告項目の表示方法」

大項目は、1、2、3・・・

中項目は、(1)、(2)、(3)・・・

小項目(要旨)は、①、②、③・・・

(議事日程又はケーブルテレビで掲載する項目は、大項目及び中項目とする)

◎質問①は通告が必要である。

◎質問②～④は通告不要であるが、**答弁に対する質問**であり、**新たな項目を質問することはできない。**

◎論議が収束しないときは議長が議事を整理する。

**【注意点】**

◆再質問は、あくまでも執行部の答弁に対する**質問**であり、**新たな項目を質問してはいけない**

再質問以降のやりとり  
(②～④は再質問)

### 3. 質問内容について

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、**次の4点については質問を差し控える**ことを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
- ② 議案審議の段階でただせるもの。
- ③ 制度の内容説明を求めるもの。
- ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

## 2.議案質疑の回数変更等について

<b>【変更後】</b> 令和6年6月定例会議以降	<b>【変更前】</b> 令和6年3月定例会議まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数<u>は制限しない。</u></li> <li>・<u>一問一答とする。</u></li> </ul> <p>※委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、<u>市長等の考えや方針</u>を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。</p> <p>※予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の <u>考えや方針</u>を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1議題につき一人3回までとする。 ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りでない。</li> </ul> <p>※委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に<u>基本的な考え</u>を質す場合を除き、質疑は委員会で行う。</p>

### ●浜田市議会会議規則

#### (発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得たあとにしなければならない。

#### (発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

#### (発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

#### 【注意点】

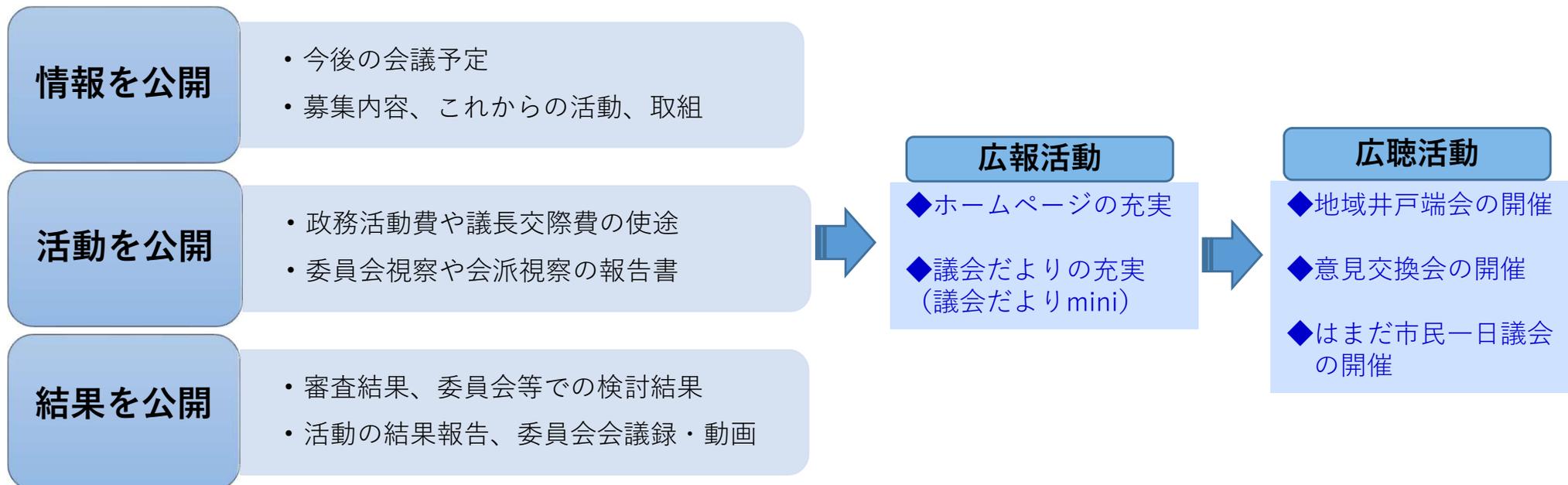
◆質疑の内容は、議題となっている事件について、賛成、反対又は修正等の判断が可能となるように疑義や不明確な点を提出者から説明や意見を求め、さらに質すためのものであるため、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないとされている。

※この場合の「自己の意見」とは、討論で述べるような事件についての賛否の意見をいう

◆質疑は簡明である必要があるため、議題外にわたること、又はその範囲を超えることはできない。

# 市議会ホームページ等における議会情報の公開について

## 広報広聴機能の強化 → 情報共有・住民参画の強化



### ◆ 浜田市議会のホームページ・YouTubeの二次元バーコード



各議員の名刺や活動報告リーフレット等に記載し、議会活動の周知にご活用ください

# ◆ 会議資料・動画・会議録の公開

市議会ホームページ（会議日程のページ）に、議案や会議の議題・資料・会議録と動画を同じページで確認できるよう工夫

市議会ホームページ（会議日程のページ）に、議案や会議の議題・資料・会議録と動画を同じページで確認できるよう工夫

① 市議会日程（資料・映像）

② 令和3年

③ 議題を掲載

④ 資料あり

⑤ 録画あり

⑥ 会議録

令和3年4月 会議日程

※急遽日程が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

「▶」このマークをクリックすると画像が再生されます。

「📄」このマークをクリックすると会議録が閲覧できます。

※本会議と予算決算委員会の会議録は「沼田市議会会議録検索システム」からご覧いただけます。

会議終了後に動画を配信

会議3日前に資料を掲載

作成完了後に会議録を掲載

日	曜日	開会時間	会議名	会場	資料	録画	会議録
1	木						
2	金	10:00～	議会広報広聴委員会	全員協議会室	資料	▶	掲載予定
3	土						
4	日						
5	月	9:00～	福祉環境委員会	全員協議会室	資料	▶	配信予定 掲載予定
6	火						
7	水	10:00～	議員定数増減協議会	全員協議会室	資料あり	▶	配信予定 掲載予定
8	木	10:00～	健康文化委員会	全員協議会室	資料	▶	配信予定 掲載予定
9	金						
10	土						
11	日						
12	月	13:00～	全員協議会	全員協議会室	資料あり	▶	配信予定 <sup>2</sup> 掲載予定

## 災害時における議員安否確認等の情報共有訓練の実施について ～令和6年度 浜田市議会防災訓練～

災害時における議会の組織体制や議員の行動基準等を確立し、議会機能を維持するため、令和4年12月に浜田市議会BCP（業務継続計画）を策定しました。この議会BCPでは、対象とする災害を想定した防災訓練を定期的に行い、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図ることとしています。

昨年度は、地震発生時の議事進行や身を守る行動として収縮式ヘルメットの着用訓練等を実施したところですが、今回は、各自の滞在場所での災害時における議員の安否確認や情報共有訓練を開催します。

### 1 訓練の実施日時等

- (1) 日時 令和6年6月2日（日） 午前9時頃  
※浜田市総合防災訓練の開催日に併せて実施
- (2) 想定 浜田市総合防災訓練における高齢者等避難発令に併せ、議長から議員の安否確認及び浜田市議会災害等対策支援本部の招集について、LINEによりメッセージを発信する
- (3) 参加者 全議員、議会事務局長、議会事務局次長

### 2 訓練の目的

- (1) LINEを活用しての安否確認及び情報共有
- (2) LINEを活用しての浜田市議会災害等対策支援本部の招集

### 3 訓練の内容

#### (1) 【全議員対象】

LINEを活用しての安否確認及び情報共有

- ①議長は、LINEグループ「R6 浜田市議会 安否確認」により、議員等の安否確認等について、メッセージを発信する
- ②議員等は、送信されたLINEメッセージに対し、安否等について迅速かつ適切に返信する

#### (2) 【支援本部員のみ対象】

LINEを活用しての浜田市議会災害等対策支援本部の招集

- ①議長は、LINEグループ「R6 浜田市議会 災害等対策支援本部」により、支援本部招集について、メッセージを発信する
- ②支援本部員等は、送信されたLINEメッセージに対し、招集の可否を迅速かつ適切に返信する

※支援本部員：議長、副議長、三浦議員、肥後議員、岡本議員、佐々木議員  
(局長、次長)

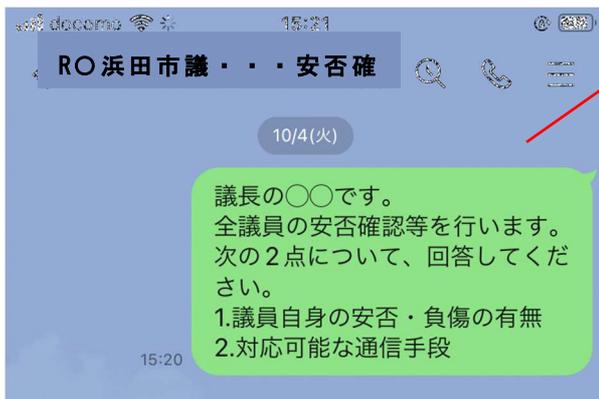
※以下は浜田市議会 BCP から抜粋

## ◎安否確認等の内容

### ① 第一報としての LINE 活用

◆まずは議員の安否等を LINE により確認

- ①議長または局長は、議員の安否確認等を行うため、全議員へメッセージを発信する。



◆全議員へ発信するメッセージは、簡潔にわかりやすい表現とする。

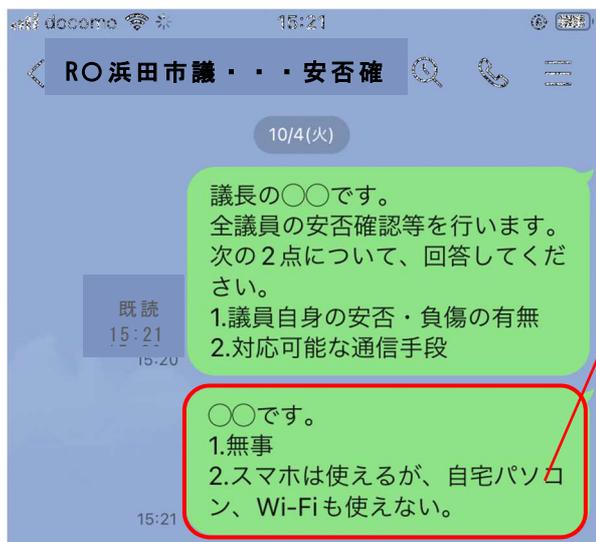
議長(局長)の〇〇です。

〇点について回答してください。

1. @@@@

2. @@@@

- ②議員はメッセージに対して回答する。



◆各議員は、メッセージの内容に対して、聞かれた内容にのみ、簡潔に回答する。

〇〇です。

1. @@@@

2. @@@@

### ◆浜田市議会:安否確認グループLINE◆

#### 【注意事項】

災害時は様々な情報共有が必要ですが、それぞれが確認のためにメッセージを発信すると、重要な事項が見失われる恐れがあるため、このグループLINEでは、下記のとおりとします。

#### 記

- ①原則として、メッセージの発信は、議長または局長が行う。
- ②議員は、発信されたメッセージの内容に対してのみ、簡潔明瞭に返信(回答)する。
- ③各議員の回答に対して、他の議員はコメントや返信をしない。
- ④グループLINEに他の人を招待しない。

※グループ以外の人に、本人の許可なく、LINEアカウントを提供しないでください。

## はまだ議会だよりの「委員会活動レポート」について

各委員会の取組をより広く伝えるため、令和6年9月発行の「はまだ議会だよりのVo1.74」から原則全ての委員会について委員会活動レポートを掲載し、**原稿を各委員会で協議して作成すること**と議会広報広聴委員会にて協議し決定しました。

詳細については以下のとおりです。

### 1 原稿作成回数

年4回

### 2 ページ割当て及び原稿提出期限

各定例会議開催1週間前の議会運営委員会終了後の議会広報広聴委員会にて決定し、LINE WORKSにてお知らせ(定例会議の期間中に作成するイメージです)

### 3 該当委員会

総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会、議会広報広聴委員会、議会運営委員会、議会改革推進特別委員会（ページ割当てによっては担当しない場合もあります）

【掲載イメージ (Vo1.72)】



# 委員会活動 レポート

<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">協働のまちづくり推進特別委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">地区まちづくり推進委員会と意見交換</p> <p style="font-size: 0.7em;">当委員会は提言書提出に向けての最終段階として、各地域の地区まちづくり推進委員会の代表の皆様と意見交換（主にヒアリング）を行いました。意見聴取の中心は、まちづくり推進計画策定時や運営に際しての悩み、困り事、まちづくりコーディネーターやまちづくりセンター、市との関わり、議会（この特別委員会）や市に求めたい支援や期待するものなどで、5地域を5日間かけて訪問しました。「まちづくり総合交付金の使い勝手をよくしてほしい」「世代交代が難しい」「防災行政無線をまちづくりに活用できないか」など、多くのご意見を伺うことができました。</p> 	<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">議会広報広聴委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">ミライへつなげる議会</p> <p style="font-size: 0.7em;">令和5年11月から新たな構成になりました。これまで取組んできたことを引き継ぎ、【広聴】市民の声を聴き、政策に反映させるための情報収集および【広報】収集した情報をどのように扱ったかを知らせるための情報提供について、市民に分かりやすく伝えていきます。特に若者（小中高大）との意見交換の場づくり、市議会見学の受け入れの周知など、議会による主権者教育を推進していきたいと考えています。若者の意見を聴きながら、議会をより身近に感じていただける方法を検討していきます。また物価高騰の中、コスト・パフォーマンスの良い広報についても調査研究していきたいと考えています。</p> 	<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">総務文教委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">人口減少社会における取組課題</p> <p style="font-size: 0.7em;">令和5年11月の委員改選で新たに構成された委員6人による委員会活動が始まりました。本市における最大の課題は少子高齢化、人口減少であります。その影響による多くの課題の中、公共施設の再配置、学校教育、消防、防災、地域交通などが当委員会が担当する所管は幅広く、いづれも重要な分野です。現在、多くある所管の中から委員会として取組むべき課題テーマを委員間で検討しており、今後決まった課題テーマをもとに現状調査や先進事例の研修、視察などを行った成果を市政に反映できるよう努めるとともに、過去に行った提言などが市政にどのように反映されたかも引き続き調査していくことも重要と考えています。</p> 	<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">福祉環境委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">取組課題を2項目設定</p> <p style="font-size: 0.7em;">令和5年11月に新たなメンバー7人にて委員会活動が始まりました。委員会として取組課題の案を決めるにあたり委員一人一人が意見をもち寄り、活発な議論を展開しています。その中でも、健康寿命の延伸や地域医療体制について大きく捉えるとともに、環境問題についても重要なテーマとして捉え、委員会として何を取組課題とするかの議論の中で、取組課題のテーマを2項目だけそれぞれワーキンググループ形式で調査研究し情報共有を図るといった提案がなされました。新たな委員会活動を模索していく動きも起きており、今後の活動が活みな展開となっています。</p> 
<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">議会改革推進特別委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">政務活動費の活用促進</p> <p style="font-size: 0.7em;">議員の調査研究のための必要経費として、年額10万円が各議員に支給されています。政務活動費というものです。先般、浜田市特別職報酬等審議会でのその妥当性などについて議論され、否申が出されました。現在の10万円を24万円に引き上げるというものです。これらの使途の説明責任は当然求められますので、領収書は1円から添付して報告します。しかし、市内行政施設などへのヒアリングに伴う移動費は、出発前後でガソリンを満タンにし給油前後の差額を提示して実費を報告しなければならないという手順から、活用しにくい仕組みになっていました。この精算方法について改定を検討しています。日報制（行き先や目的を明記）にして、職員等の旅費に関する規定を用いて1日当たり23円で精算するというやり方です。いずれにしても、議員に与えられた大事な活動費。しっかり活用して、政策立案の充実などに役立てていきたいと思っております。</p>	<p style="text-align: center; background-color: #FFC000; color: white; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">産業建設委員会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">安芸高田市の神楽岡連施設と道の駅を視察</p> <p style="font-size: 0.7em;">浜田市で取り沙汰されている「神楽岡係施設」と「道の駅」について参考とするため、所管事務調査として広島県安芸高田市の2施設を視察しました。「神楽岡前港池村」は、神楽、神楽文化、地元産品を含めた物販、宿泊、そして温泉を集客の核とした複合施設として設置されたが、老朽化対策と温泉施設の大規模改修が必要な状況で、施設運営者は早期対応を市に求めているようでした。「道の駅 三矢の里あきたかた」は、どこを見ても新鮮に感じ、フードパークの産直市や観光案内には工夫がなされていました。指定管理による運営から民間による自主運営に移行するには、困難かもしれませんが他種事業との複合化など一層の工夫が必要と感じました。</p> 		